

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年1月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA事業所B製作所における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を21年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年12月まで

昭和16年ごろにA事業所C工場に再入社し、19年ごろに同事業所B製作所に移り、資材部の事務員として21年ごろまで勤務した。当時、A事業所が厚生年金保険の適用を受けていたのであれば、厚生年金保険に加入していたはずなので加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所が保管する昭和16年12月時点の社員名簿、申立人が提出した当時の日記及び同事業所B製作所の業務内容等に係る申立人の具体的な供述から、申立人は、申立期間のうち、19年10月1日から21年1月1日まで同事業所に継続して勤務していたことが推認できるところ、申立人が提出した同人の日記に、「女性として初進級した。」と書き留められている当時の申立人の同僚は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和19年6月1日から27年2月15日まで同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、上記の日記には、昭和20年10月31日までは申立人がA事業所B製作所に勤務していたと記録されている上、「昭和20年12月末まで、GHQから派遣された人たちと共に業務に就き、21年1月に実家に帰省する際に、チョコレート等を頂き、それをお土産にした。」との申立人の供述は、戦後間もない当時の状況から^{しんぴょうせい}信憑性があり、申立人は、同事業所B製作所に20年12月末まで勤務していたものと推認できる。

一方、社会保険事務所(当時)においては、A事業所B製作所だけではなく、申立期間に存在した他の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されておらず、このことについて、管轄の社会保険事務局(当

時)は「健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失している原因については不明である。」と回答しているところ、申立期間当時、社会保険事務所(当時は保険出張所)の所在地は、現在のD市E町及びF町の辺りであり、同地区は、大空襲により甚大な被害を受けたことがD市の市史編集室の資料等により確認でき、これらの事情を考え併せると、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災により焼失したものであると推認される。

また、G社会保険事務所(当時)が保管するH事業所(昭和22年7月にA事業所が社名変更したもの)B製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、管轄の社会保険事務局(当時)では、「昭和24年5月1日に同社に在籍していた者を対象に作成したものであると思われる。」と回答しており、A事業所B製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を復元した様子はいかかである。

以上の事実を前提にすると、申立期間における申立人に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀を経た今日において、保険者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

これらを踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、21年1月1日とすることが妥当であると思われる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、同記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、

これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 申立期間のうち、昭和21年1月から同年12月までについて、申立人は、同年1月に帰省した後の勤務状況に関し、記憶が曖昧^{あいまい}であるとしており、同僚等もすでに死亡して証言が得られないことから、申立人のA事業所B製作所における勤務実態が確認できない上、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和21年1月1日から同年12月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成14年10月29日に、資格喪失日に係る記録を15年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、14年10月から15年1月までは20万円に、同年2月及び同年3月は19万円に、同年4月及び同年5月は17万円に、同年6月は18万円に、同年7月は20万円に、同年8月は17万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月29日から15年9月19日まで

申立期間当時、B事業所からA事業所に所属変更となったが(時期の詳細は不明)、両事業所の経営者は同じであり、この経営者が発行した給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成14年10月から15年1月までは20万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月は17万円、同年6月は18万円、同年7月は20万円、同年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、平成15年5月については、給与明細書は無いが、前月の給与明細書の保険料控除額から推認し、17万円とすることが妥当である。

一方、A事業所は、申立期間において、適用事業所として記録されていないが、法人登記簿謄本により、平成13年4月18日に設立されていることが確認できる上、社会保険事務所(当時)の調査資料から、同事業所に対して未適用事業所に係る適用勧奨が行われていることが確認でき、同事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所である旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年3月までの期間、62年3月及び63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から60年3月まで
② 昭和62年3月
③ 昭和63年3月

公立学校を退職した平成3年4月以降において、時期は記憶していないが、市役所（支所）の窓口で、「年金記録が切れている箇所があるので、つなげておいた方がいい。」と言われ、国民年金保険料を納付した。その際、窓口の職員に「これで記録がすべてつながった。良かったですね。年金手帳に記載している内容が納付の証明になります。」と言われ、安心した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年3月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成3年4月以降に申立期間の国民年金保険料を市役所（支所）で納付したと主張しているが、過年度となる申立期間の国民年金保険料は、市役所では納付することはできず、申立人から聴取しても納付時期、納付場所、納付金額等、申立期間の国民年金保険料の納付状況は明確ではない。

さらに、申立人は銀行預金から現金を下ろして申立期間の国民年金保険料の納付に充てたと述べているが、納付記録のある平成5年4月から6年3月までの現年度保険料及び4年4月から5年3月までの過年度保険料のそれぞれ相当する金額の出金記録は確認できるが、申立期間の国民年金保険料（7万6,700円）に相当する出金記録は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年9月までの期間及び56年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、56年6月の国民年金保険料については還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から52年9月まで
② 昭和56年6月から61年3月まで

昭和45年に義母の勧めにより国民年金に加入して以来ずっと保険料を納付し、付加年金の制度ができてからは付加保険料も併せて納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

また、昭和56年6月分の国民年金保険料は還付された記録になっているが、還付を受けた記憶はなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年10月に払い出されており、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認されるが、申立期間①当時、国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、この時点で申立期間①にさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録では、申立人とその夫(当時)は共に昭和56年6月15日に国民年金被保険者資格(任意)を喪失してから61年4月に第一号被保険者となるまで国民年金に加入していないことになっているところ、特殊台帳から、両人は56年6月の国民年金保険料が還付されていることが確認でき、この還付に係る事務処理に不自然な点は見受けられず、還付処理が行われたことは申立人及びその夫(当時)がこの時期に国民年金の被保険者資格(任意)を喪失したことを裏付けるものと考えられ、申立期間②において、申立人は国民年金の被保険者ではなかったものと推認される。

さらに、同じ記録となっている申立人の夫(当時)から、申立てに係る事実

について証言を得ることはできなかつた上、申立期間は2回、合計151か月と長期間であり、申立人はこの間、二つの市に居住しているが、この長期間にわたって、それぞれの市において申立人に係る記録管理に誤りが起こり続けたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②（昭和56年6月を除く。）の国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、昭和56年6月の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から52年9月までの期間及び56年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、昭和56年6月の国民年金保険料について還付されていないものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 656

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年9月まで
結婚後しばらくして母親から自分で国民年金保険料を納付するよういわれ、昭和50年10月から自分で国民年金保険料を納付し始めたが、それ以前は実家が所在する町において、母親が家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料を婦人会の集金により納付していたと母親から聞いていた。昭和50年10月ごろに国民年金の加入手続を行った際、町の窓口で、今まで実家の母親が別の町で納付してくれていた私の国民年金の記録は引き続くのか尋ねたところ、「大丈夫です。」と言われたのを覚えているので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は高齢により事情を聴取することができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月に払い出され、申立人は同年10月1日に国民年金の被保険者資格（任意）を取得しているところ、申立人は申立期間当時の国民年金手帳を見たことはないと述べているなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金の加入及び保険料納付について証言する者もない。

さらに、申立人は、昭和49年5月に、その母親が居住する町から結婚後に居住する町に住所を移転していることが確認でき、当時申立人と別居していた母親がその居住する町において申立期間の一部(昭和49年5月から50年9月まで)の申立人の国民年金保険料を納付することはできず、申立人が自分で国民年金保険料を納付するようになる直前(昭和50年9月)まで、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年4月まで
国民年金の加入手続及び保険料納付は亡き妻が行っていたが、申立期間における妻の記録は納付済みになっているのに、私は未加入となっている。申立期間において国民年金の被保険者資格を喪失する理由も思い当たらず、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の被保険者資格の得喪に係る手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間直後の昭和42年5月から43年3月までの申立人の妻の国民年金保険料は現年度納付されている一方、同期間の申立人の国民年金保険料は43年10月31日に過年度納付されていることが確認でき、夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立期間を含む昭和41年9月から42年4月まで国民年金に未加入となっていた申立人の記録については、平成21年8月に41年9月が納付済みに、同年10月から42年4月までが未納に訂正されているところ、申立期間直前の41年9月の国民年金保険料は42年1月に申立人が国民年金の被保険者ではなかったことを理由に還付処理されており、申立期間の保険料は還付処理されていないこと等を踏まえると、申立人は、申立期間については、記録訂正が行われた平成21年8月まで国民年金の被保険者として行政側に認識されておらず、保険料を納付していなかったものと推察される。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年3月までの期間、41年4月から42年1月までの期間、49年9月から53年3月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から38年3月まで
② 昭和41年4月から42年1月まで
③ 昭和49年9月から53年3月まで
④ 昭和57年7月から同年9月まで

申立期間①及び②については、母親が国民年金に加入すべきところは加入し、保険料を納付すべきところは納付してくれているはずであるので、私の国民年金の記録が未加入及び未納となっているのは納得できない。

また、申立期間③及び④については、国民年金の保険料免除が認められた期間を除き、保険料をすべて納付したので、未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、少なくとも昭和37年4月から45年12月までの間、国民年金保険料の免除を受け、47年ごろから順次これを追納しており、申立期間当時は経済的に保険料の納付が困難な状況であったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年7月10日に払い出され、記録上、申立人は同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しているが、申立人と同時期に同手帳記号番号が払い出された者については、20

歳到達時点など国民年金に強制加入すべき時点にさかのぼって加入させている例はほとんどなく、申立人が申立期間において国民年金の被保険者ではないとされていることに不自然さはみられない。

- 2 申立期間③については、申立人が昭和49年9月1日に国民年金に再加入した時の加入届が53年5月23日に同人が居住する市に提出されていることが確認でき、この時点では、申立期間③の一部（昭和49年9月から50年3月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、申立人には、さかのぼって納付することが可能であった50年4月から53年3月までの保険料を過年度納付したとの具体的な記憶は無い。
- 3 申立期間④については、申立人は、同期間の3か月後の昭和58年1月から60年5月までの国民年金保険料を免除申請しているほか、55年ごろから60年ごろまで営んでいたとする自営業は経営が良好とは言えなかったと供述しており、同期間の国民年金保険料が未納とされていることについて不自然とまでは言い難い。
- 4 申立期間は4回、合計69か月に及んでいるが、この長期間及び複数回にわたり行政側の記録管理に誤りが起こり続けたとは考え難い。
また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで
昭和56年1月に厚生年金保険に加入した以後も同年3月まで国民年金保険料を納付しており、申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことであるが、私も妻も還付を受けた記憶はないので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されたことは申立人が所持している国民年金印紙代金領収書により確認できるものの、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であり、この期間の国民年金保険料は納付することができず、この過誤納が判明した時点で別に充当できる期間も無かったことから還付処理されたものであり、その処理自体に誤りは認められない。

また、申立期間に係る国民年金保険料還付の関係書類は保存期限が経過しており、保管されていないが、特殊台帳には、過誤納について調査決定した時に記載することとされている還付対象期間、還付金額が記載され、その金額に誤りもなく、還付に係る事務処理が適正に行われなかったことを疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から47年3月まで
20歳になる前から夫と一緒に住んでおり、20歳になったところに、義父母から国民年金への加入を勧められ、20歳になった時点から夫が夫婦二人の国民年金保険料を集金により納付していた。これまで厚生年金保険に加入していないときは国民年金に加入し、その保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機として、昭和45年5月にそれまで居住していた申立人の実家が所在する市から別の市に転出していることが戸籍の附票から確認でき、この転出先の市において、申立人が20歳に達した時点から申立人の夫が夫婦二人の保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人はこのころに夫婦一緒に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点において、申立期間の一部（昭和44年12月から45年3月まで）は、時効により保険料を納付することができない期間である上、過年度保険料となる申立期間の保険料を集金により納付することはできず、申立人夫婦に申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの記憶も無い。

さらに、申立人は、昭和43年9月に申立人の実家が所在する市において払い出された国民年金手帳記号番号により、43年7月から44年6月までの国民年金保険料を納付しているが、申立人はこの市において国民年金の加入及び保険料の納付を行った記憶は無いと供述しており、同期間の国民年金保険料が納付済みの記録となっていることが、申立人の夫が20歳から申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立内容を裏付けるものとはならない。

加えて、申立人の夫が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで
20歳になる前から妻と一緒に住んでおり、20歳のころに、私の母親から国民年金への加入を勧められ、20歳になった時から夫婦二人の国民年金保険料を集金により納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和43年11月から45年3月まで）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、過年度保険料となる申立期間の保険料を集金により納付することはできず、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶もない。

また、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親から申立人の国民年金の加入に関する証言も得られず、申立人が20歳から国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで
ねんきん特別便により20歳から就職するまでの期間の国民年金の納付記録が無いことを知った。母親は、「納付したと思う。」と言っており、私の兄の国民年金保険料を納付しているのので、私の保険料も納付してくれているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は、「申立人の兄の国民年金保険料は納付した記憶があるが、申立人が20歳に到達した時に国民年金の加入手続を行った記憶はなく、申立人の申立期間の保険料を納付した記憶もない。」と証言している。

また、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月6日から39年11月1日まで

申立期間の厚生年金保険については、脱退手当金が支給されているとねんきん特別便に記載されていたが、会社を退職する時に脱退手当金の説明を受けたこともなく、私は脱退手当金の制度を知らなかったので、脱退手当金を受け取った記憶はなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日である昭和39年11月1日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した女性被保険者6人のうち3人には脱退手当金の支給記録が確認でき、その3人は被保険者資格を喪失した日から3か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されるとともに、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和40年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月7日から6年4月ごろまで
申立期間については、A事業所にB職として勤務していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚を記憶しており、勤務期間を特定することはできないが、同事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は既に解散し、現在は別の名称の法人が事業を引き継ぎ、事業主は変わっている上、当時の資料等は残っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人が記憶している同僚二人は、連絡先が不明のため、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入、保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立てに係る事業所のオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 2 日から 55 年 9 月 30 日まで
昭和 47 年に夫が設立した A 事業所に平成元年 8 月末まで勤務したが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主及び従業員の証言から、申立人が、申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、申立期間において、その夫の健康保険に係る被扶養者となっていることが確認できる。

また、申立てに係る事業所は、申立期間後において、事業所名を変更しているところ(昭和 55 年 10 月に B 事業所に名称変更)、厚生年金保険の適用事業所としては同一事業所であるにもかかわらず、申立人については、申立期間前後の厚生年金保険の被保険者期間において、別の記号番号で管理されていることから、申立人は、昭和 50 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、55 年 10 月 1 日に再度、同被保険者資格を取得したと考えるのが自然である。

さらに、申立てに係る事業所の従業員から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、同事業所は関係資料を保存しておらず、厚生年金保険料の控除等に係る事実を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 10 日から 31 年 11 月 20 日まで
申立期間において、A事業所が請け負ったB工事の現場作業員として働き、同期間の厚生年金保険料を控除されていたと思うので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた同僚の証言から、申立人は、勤務時期及び同期間について特定できないもののA事業所が受注したB工事の現場作業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、「申立期間当時、現場にいた当事業所の社員は、工長（班長）と数名の幹部作業員のみである。現場作業員は、現場監督者である工長（班長）が直接採用していたので、当事業所と現場作業員には雇用関係はなかった。」旨を証言しているところ、申立人は、当時の雇用形態について、「現場の親方の指示で働いていたが、親方はA事業所の社員ではなかったと思う。」と供述しており、申立人と申立てに係る事業所との間に雇用関係はなかったと推認できる。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番もない。

さらに、申立てに係る事業所は、申立期間中の昭和 31 年 7 月 20 日に全喪しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 7 月 4 日まで

申立期間①についてはA事業所（B事業所だった可能性もある）、申立期間②についてはC事業所に勤務していた。いずれの事業所においても保険料が控除されていたことを記憶しているので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人が氏名を挙げた同僚は、「A事業所は個人事業所であったため、自分自身も国民年金に加入しており、厚生年金保険料を控除された記憶もなく、他の従業員も厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

また、事業主は、既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

2 申立期間②については、当時の事業主の証言から、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所はD事業所と名称を変更した後の昭和 49 年 3 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所でないことが確認できる上、同事業所の事業主は、「申立人について、厚生年金保険には加入させていない。」旨を証言している。

3 申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。